

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

平成 14 年度 第 4 回総合規制改革会議 議事概要

日 時：平成 14 年 7 月 3 日（水） 16:00～17:40

場 所：永田町合同庁舎総合規制改革会議室

出席者：

（委員）

宮内義彦議長、奥谷禮子、神田秀樹、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）

石原規制改革担当大臣、熊代内閣府副大臣

（事務局）

〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、中城審議官、竹内審議官、磯部審議官、宮川事務室長、長屋事務室次長

（総務省）

高部官房審議官、久元官房企画課長

（司法制度改革推進本部事務局）

山崎事務局長

（農林水産省）

川村経営局長、吉村農村振興局農村政策課長

（文部科学省）

田中総括審議官、石川私学部長、木曾国際課長、山根私学行政課長、義本行政改革推進室長、藤原視学官

（1）関係省等幹部との意見交換

（2）その他

○宮内議長 ただいまから第 4 回総合規制改革会議を始めさせていただきます。

本日もお忙しいところ、おいでいただきましてありがとうございます。石原大臣は間もなくお着きになります。熊代副大臣は御出席していただいております。熊代副大臣は途中で国会がございますので、御退席の御予定です。今日はまだ御出席でない方もおられますが、欠席は飯田議長代理、生田委員、河野委員、村山委員でございます。

議事は5時半まででございますので、時間キープの御協力をお願いしたいと思います。

本日は、総務省、司法制度改革推進本部、農林水産省、文部科学省の幹部の皆様においていただくことになっておりまして、当会議から提示しております論点につきまして、意見を交換させていただきたいということでございます。

あらかじめお手元のような質問事項を各省にお示ししております。本日は短時間でのやりとりとなりますので、効率的に実のある議論を行うために、この質問事項に絞って意見交換をさせていただきたいということをお願いできればと思います。

○宮内議長 それでは、まず総務省の皆様方においていただいております。総務省の高部官房審議官からお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんが、最初に5分程度御説明をいただきまして、その後意見交換を行うということで、残りの時間を意見交換にさせていただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○高部官房審議官(地方行政担当) それは官房審議官の高部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

お手元に資料2をお配りさせていただいておろうかと思っております。主に参照条文を中心とするものでございますが、公の施設関係について御説明申し上げたいと思っております。

まず公の施設ということでございますが、この公の施設概念は、先生方御案内かとは思いますが、昭和38年の制度改正でできたものでございまして、地方公共団体に特有の概念でございます。もともと営造物概念というものがございまして、これがわかりにくいということで公の施設になったわけですが、これも歴史を引きずっております。特に戦前の地方制度の中で、地方公共団体、特に市町村が主に施設を通じて住民にサービスを提供する団体、今になりますと統治団体、権利義務規制みたいなものも結構入っておりますので、そういう性格が増えていますが、施設サービスを提供するような団体、そういう事務が中心だったことを踏まえてこういう規定になっております。

この公の施設につきましては、参照条文をつけさせていただいておりますが、そもそもこの条文の中で10条の2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」という規定がありまして、これを受けたような形で、公の施設利用権という形で第10章、公の施設というところに規定されているところでございます。こういうことがございますので、244条の2項、3項で「住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とか

「不当な差別的取扱いをしてはならない」という規定になっておりまして、このほかにも、公の施設特有のものとして、例えば2ページの244条の4という規定の中で、公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立てといったような規定が入っております。特に市町村をイメージした場合に、こういう施設を通じてサービスを提供することが大きな事務になっているものですから、住民側の権利として、こういう概念を立てて国法で規定するというのがこの公の施設の考え方でございます。

お尋ねの、公の施設が明確でないではないか、範囲はどのようなものかということですが、法律上はこの244条の1項に書いてあるものが公の施設概念を包括するような形になっておりまして、私どもはここに掲げていることを地方公共団体には個別に説明しているような状況でありまして、この条文から分けて御説明申し上げますと、まず住民の利用に供するためのものであるという考え方が1つあります。したがって、庁舎とか試験研究機関はこの概念には入らない。その団体の住民の利用に供するものということになっておりますので、ほかの方々のためのものは入らない。住民の福祉を増進する目的を持って設けられるものということになっておりますので、例えば競輪場でありますとか留置場などはこの概念に入らないと考えております。

地方公共団体が設けるといっても1つの構成要素でありまして、当然のことながら国等が設置するものは入らないと説明しております。

それから施設であることということで、物的施設を中心とする概念にしておりますので、旧来の営造物概念を若干整理しまして、人的手段は必ずしもその要素ではないと考えているところでございます。

こういうことで説明されるものが公の施設だと考えておりまして、地方公共団体の提供する施設サービスはいろいろなものがございまして、物を限定的に列挙して、これが公の施設ですという形での規定にはなっておらないということでございます。

結局、このような概念に照らして、住民との関係で地方公共団体が最終的な責任を持ってサービスを提供するか否かというところがポイントになってこようかと考えているところであります。

2点目の管理の概念でございますけれども、今お配りした資料によりますと、特に管理委託との関係でございますけれども、2ページの上の方に244条の2の3項がございまして、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると

認めるときは、条例の定めるところにより……に委託することができる」ことになっていきます。この場合の管理でございますけれども、もともと管理ということでございますので、施設管理一般を称しておったわけでありまして、私ども従前、地方団体等から照会があったときに説明するのは全般的なものですから、当然のことながら個別に、例えば清掃を委託するというような個別の業務委託等については、この管理委託概念とは別のものだという理解をして、経緯を経てきているのですが、だんだんアウトソーシングということが多く行われ、またそういう事情も増えてきたということございまして、平成12年3月に私どもは考え方を整理いたしまして、業務委託については施設の維持補修でありますとか清掃とか、警備等の業務、あるいは地方公共団体が設定した基準に従って定型的に行う入場券の検認というようないろいろな業務を実情の業務として民間事業者にも一括して委託することができるということで、それは各団体の判断によりますということでお示ししております。

そういうことになりますので、事実上の業務を個別に委託して、それが寄せ集まっているものと、自治法上の管理委託という概念とのすき間がほぼ近いものになっているのが現状でございます。

実体法上、法律上、公の施設の管理委託という形をとることの意味合いとして一番違ってきますのは、今お示ししました2ページの4項以降に書いてありますように、我々は利用料金制と言っていますが、管理委託によって利用料金制という仕組みをとりますと、一定の範囲で、一定の枠組みのもとで受託者が料金についても決められるような仕組みをとり、あるいはその収入についても直接受託者の収入にできるような仕組みを用意しておりますので、こちらに乗るためには3項の管理委託という仕組みに乗っていただくというところで差が出てくると考えているところであります。

3点目でございますけれども、管理委託先となる主体をもう少し弾力化したらどうかという問いでございます。もともと公の施設概念が先ほど申しましたようにいろいろな歴史的経過をたどってと申しますか、いろいろな経緯がございまして今のような仕組みになっておりまして、公共団体が責任を持ってこういうサービス提供をするという一定の枠組みのもとで、そのときには公共団体がやるのと同じような適正な管理が確保できる見込みの立つようにという形で法律上の規制はなっているところでございます。

一方で、民間事業者の力を利用してこういうサービスを提供していくやり方といたしま

しては、例えば普通財産という形に構成して、それを貸し付けて、具体的なサービスの提供は民間事業者の方にやっていただくという形もありますし、あるいは個別の業務を委託して、いろいろな業務を委託するというやり方の中でやっていけるということの中で、実態的にはかなり民間の力を使いながらやられるような仕組みになっているものと認識しております。ただ、公の施設という概念そのものが昭和 38 年にできた制度でありますので、その後いろいろな事情変化があろうかと思っております、この公の施設という地方に特有の概念構成をしていろいろな規制をしていくことについて、今の時点でどうなのかというあたりは我々の方としても検討する必要があるのではないかと考えているところであります、そういうことも含めて中長期的に検討していきたいと思っておりますのでございます。

5分という限られた時間でございましたので、大変わかりにくかったと思いますが、よろしく願いいたします。

○宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、どうぞ御自由に。

○鈴木委員 官製市場見直しワーキンググループ(GW)の主査をやっております鈴木でございます。この前もヒアリングさせていただいて、この 244 条の 2 が相当緩和されていることは承知しておるのですけれども、私が最初に読みましたときに、こう書いてあったら民間事業者は入れるわけがないではないか。要するに、地方公共団体もそういうことをおもんぱかって遠慮してしまうのではないか。現にいろいろなところの話を聞いてみますと、この条項が必ずしも今おっしゃったような理解がされていないということを感じたわけです。御説明ではそういうことで幅広にやっていけるというお話だったんですけれども、今の御説明で、前回では、管理とは何かと言ったら権限みたいなものであって、普通に管理という言葉を読むと、例えば切符を切ったり何かをしたりと見えてしまうし、また歴史的にはもともとそういう意味を持っていたのではないかと私は思うんですけれども、そういうものであるとした場合に、より包括的に民間事業者に対してこれを開放していくということであるならば、そのことをもう少しはっきり周知徹底していただかないと、地方では遠慮してしまう問題があるんですね。

前回は、料金決定権以外は丸ごと認めておるのだという御説明がありました。それなら

それで、現時点において料金決定権を除いて公の施設の管理を委託してよろしいということとをまず明らかにしていただきたいということと、料金決定権をどうしても地方公共団体にとどめておかななくてはいけないものかどうかという問題があると思うんです。それは何かと言ったら、料金を民間事業者がフリーに決めるということがあって、高くつけられたら困るというのは当たり前のことですね。それに対して、契約なり、あるいは地方公共団体の約束の中で、例えばプライスカップをはめて、その中でやっていけば、公民館の使用の頻度によっては値段を安くすることによって維持していくことも可能になってくるわけですから、その辺に民間事業者は請け負った後の知恵の使いようがあることになってくるわけですね。

そういうことにすれば、もちろん使用の平等性は契約で義務づければいい話ですから、そういうものも含めて民間事業者に門戸を開くことをなさっていくと、どうも 244 条の 2 はちょっといじらないといけませんねという感じが私はするのですけれども、これをもとにして誤解しておられる地方公共団体が結構多いし、一々お伺いを立てているという話も聞きますから、私が申し上げたいのは、端的に言って、今時点で料金決定権以外は民間に出してよろしいということを確認していただいて、さらにそういう実態を踏まえてやっておるのだから、料金の問題についてもプライスカップ的なものを入れることによって十分コントロールできる話ですから、地方自治法自身を改めて、民間事業者を突っ込むということをしていただきたいと思うのですが、それはどうでしょうか。

○高部官房審議官(地方行政担当) 鈴木先生おっしゃられたように、管理の概念について、若干あいまいな部分があったかに思います。私どもの解釈も、管理委託と言っても、いわゆる権力的な色彩の強いような、行政権限まで管理委託はできないという考え方で当初からおりましたので、例えば不法占拠があるときにそれを排除するなんてことは委託の範囲外だろうとか、過料を課するとかということは違うというふうには思っておりましたので、そういう意味で事実上の業務委託を当初からいいよと言ってきた中で、それが現実的にだんだん広がってきていて、そのすき間がなくなってきたのかなと思います。

先生おっしゃられたこういう考え方を明らかにということでございますが、先ほど申し上げましたように、平成 12 年 3 月の時点でこういう考え方を示した事務次官通知を地方公共団体に発しているところでありまして、ある程度御理解をいただいているのかなとは思っておりますが、必要に応じてこういう考え方については周知していきたいと思ってお

ります。

料金決定のところでございますけれども、先ほど言いましたように、特に市町村をイメージしていただきますと、こういう公の施設管理が市町村の中心的な業務であったこともあって、公共団体から住民に対するサービス提供をするし、住民側からは一定の権利という形になっているものですから、先ほども申し上げたような規定が入っているわけでありまして、こういう事務の性格、市町村の性格ということからして、一方で議会の関与の在り方もセットで公の施設概念の中には組み込まれているところでもあります。

そういう意味で、特に地方公共団体の場合は使用料・手数料を住民から負担いただくのは条例事項という形になっているものですから、利用料金制をとる場合にも、いろいろなやり方をしながら利用料金制を入れているわけですが、いずれにしても、料金決定を直ちに民間事業者で任意でやることになると、公共団体が責任を持ってサービス提供をしていく形との関係でどうなのかなという感じもするわけでありまして、そこまで主体的に民間の業者にやっていただく必要があって、なおかつ公共的な支援も必要だということであれば、先ほど言いましたように、普通財産にして貸し付けるとか補助金を出すとか、他のいろいろな方法もあり得ようかと思えます。それが一切できないというふうに考えるわけでもございませんけれども、先ほど申し上げましたように、公の施設という概念自身をどういうふうに考えていくのかということもあわせて考えないと直ちに結論が得にくいのかなと思っております、私どもの方としては、いろいろな御指摘を踏まえて少し勉強していきたいと思っております。

○鈴木委員 行政は古い法律がいろいろあって、その後の時代の変化が起こってきたときには、なるべくわかりやすくしてしまうということが絶対必要だと思うんです。特に、地方自治法は地方自治に関しては一般法的なものと言えるのでしょうか。そういうところからあるいはいじりづらいという考え方もおありかもしれませんが、例えばそれを普通財産にするとか何とかということは、当面の問題の処理として方便でやっているのだけれども、方便でやっていく問題ではなくて、私どもは民間ができることに官は立ち入るべからずを基本モットーとしてやっておりますけれども、そういうふうにしたときには、これは全く正面から民間は入ってはいけないという形の文章ですから、だから普通財産だとか、あるいは公の施設の内容を地方公共団体ごとに異なったものに決めさせるだなどというこそくな方法ではなくて、正面からきちんと法を整備する。そして、民間が入りやすいよう

にするということをご検討願いたい。

そして、今言ったようにお金の問題については、事細かなところを行政が決める必要はないのであって、高過ぎるものだけを押さえておけばいいのだから、上限規制だけしておく、つまりプライスカップをかけておけば十分足りる話なんですね。その人たちの工夫によって安く提供されれば、それにこしたことはないのではないですか。というので、今日イエスと言ってお帰りにはならないかもしれないけれども……。

○高部官房審議官(地方行政担当) ちょっとよろしいでしょうか、2点申し上げたいと思うのですが、鈴木先生がおっしゃったこととの関連で言いますと、公の施設について言いますと、個別の法律の中で、民間がその事業ができないとなっているものもないわけではないと思いますけれども、自治法の規定の中で、例えば会議室を設置する、あるいはホールをつくることは、別に民間がやってはいけないという仕組みをとっているわけではありませんので、そういうものについて公共団体が自分の責任でそういうサービスを提供すると決めたときに、そのサービスの提供の仕方についてどういう規制が必要かという観点のものでありますので、民間のできることをやらせないということと必ずしもイコールになるかなという気は1つしております。

もう1つ言わせていただきたいのは、料金について先生のおっしゃる意味はわかります。現実的にサービスを提供するのだから、安くて効率的なサービスが提供できれば、それが住民の喜ぶことではないかというのは、それはそのとおりだと思うのですが、一方で、昔からということでそういうものは捨てればいいという御議論なのかもしれませんが、やはり地方団体の行政は国の仕組みと違いまして、長と議会と2つの代表者で機関が構成されておりまして、その両者の役割分担の中で現実的にサービスを提供していくわけでありまして、この種の業務について、この種の料金を幾らにするかは基本的に議会の議決事項ということで整理しておりますので、その辺の長と議会との関係の頭の整理なんか必要だろうと思っております。長がこのくらいの範囲で事業者適切にやってくださいということだけで議論が片づく問題ではないと理解しております。

いずれにしても、先生から御指摘いただいた点も我々前から伺っておりますので、そういう点も含めて十分勉強させていただきたいと思っております。

○宮内議長 まだいろいろ御議論があろうかと思っておりますけれども、時間が来てしまいましたので、本日のテーマのポイントのところは御理解いただけたと思います。

大変短い時間で申しわけございませんでしたけれども、ありがとうございました。

(カメラ入・退室)

(総務省関係者退室)

(司法制度改革推進本部関係者入室)

○宮内議長 それでは、次に移らせていただきます。司法制度改革推進本部からおいでいただくことになっております。

今日は御多忙のところ、おいでいただきましてありがとうございます。司法制度改革推進本部の山崎事務局長を初め、幹部の皆様においでいただいております。質問事項につきましては、先ほどのとおり 2 ページに質問事項が出されております。今日は時間の関係もでございますので、この 2 点に限定してお話をお伺いし、意見交換をさせていただくことにしたいと思います。

まず、まことに申しわけございませんが、5 分ぐらいをめぐりに山崎事務局長からお考えをお聞かせいただきまして、後は質問あるいは意見交換の時間を充てさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山崎事務局長 司法制度改革推進本部事務局長の山崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは御説明させていただきますが、私どもの資料といたしまして、本年 3 月 19 日に閣議決定いたしました司法制度改革推進計画を配付させていただいております。これを適宜ごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

まず、テーマ 1 の法曹人口の更なる拡大に向けた新司法試験の制度設計についてでございます。これは推進計画 10 ページの冒頭に書かれております。ここに記載がありますように、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているところでございます。

この年間 3,000 人という数でございますけれども、これは上限を意味するものではございませんが、一国の適正な法曹の数はその国の経済、社会構造、法文化を初め、さまざまな要因によって左右されるものでございます。

また、法的サービスを提供する主体として、いわゆる狭い意味の法律家、法曹だけを念頭に置くのか、あるいはこれを取り巻く隣接法律専門職種。たくさんございます、司法書士、弁理士等、士族がございます。そういう点も含めて考えるのかということによっても、かなり様相が異なってくるということございまして、そういう問題点を含んでいることを申し上げたいと思います。

そこで、今度の私どもの司法制度改革におきましては、まず新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころに年間 3,000 人程度という目標を達成することを目指すこととしたものでございまして、その後の法曹人口の在り方につきましては、その目的が達成された後にさらなる増加も含めて検討することが適当であると考えておるところでございます。

次に、いわゆる司法試験の關係の予備試験ルートに関する御質問がございます。これは推進計画 11 ページの 2 に記載されております。この点につきましては、さまざまな事情により法科大学院を経由しない者にも法曹資格を取得することができる道を確保することが重要であると考えられるわけでございますが、今回の法曹養成制度改革におきましては、プロセスによる法曹制度を整備することを踏まえまして、法科大学院を経由しない者については、法科大学院修了者と同等の能力等があることを予備試験によって確認をした上で司法試験の受験を認めることとする方向で検討しているわけでございます。

この司法試験の、予備試験ではなくて本試験の方でございますけれども、これにおきましては、当然法科大学院修了者も予備試験合格者も公平に扱われるということで考えております。しかしながら、試験制度の公平性、客観性という性質上、予備試験の合格者の数や予備試験の合格者の司法試験合格率をあらかじめ設定するようなことは適切でないと考えているところでございます。

なお、予備試験ルートによります法曹になる者の数を不当に制限することのないようにするために、例えば予備試験ルートによる者と法科大学院を経由した者との司法試験の成績を比較する等、検証を継続的に実施するなどの運用が必要であると考えておりまして、関係機関等との間で検討を加えたいと思っているところでございます。

次に、テーマの 2 番目でございます。弁護士法 72 条についての問題でございます。

弁護士法第 72 条の点につきましては、計画の 14 ページの 6 の (3) の記載でございます。テーマの中の①の「会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるように

すること」という点に関しましては、推進計画に従いまして今後検討を行うことになりませんが、司法制度改革審議会での議論におきましては、そもそも資格のない企業法務にそのようなことを認めてよいのか、親会社・子会社といってもさまざまであり、許容する範囲をどのような基準で画することができるのかなど、これを実現することは難しいのではないかと議論があったと承知しているところでございます。

テーマの②の「会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすること」に関しましては、弁護士資格を有しない社員について、一種の本人訴訟の延長という発想から当該会社の訴訟代理人になることを認めるべきであるという要望があることは承知しておりますが、このように弁護士資格を有しない者が訴訟代理人となることは、当該会社のみならず、相手方を含めた当事者の利益保護に反したり、迅速・的確な訴訟手続の進行の妨げとなるおそれもございます。また、司法制度改革審議会の審議でも、委員の一人の方からこのような提案がされたところではございますが、仮にこのような制度が創設された場合には、形式的に権限を付与された社員であることを取り繕うことなどによりまして、制度が悪用され、非弁活動を助長するおそれが否定できないと反対論も大変強く、意見書には記載されなかったという経緯がございます。

本件につきまして、法律事務における企業法務等の位置づけの一環といたしまして、当本部におきましても検討を行っているところではございますけれども、以上のようにいろいろ難しい問題を含んでいることを御理解いただきたいと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御意見に対しまして、どうぞ御自由に。

○八田委員 ビジネス・生活インフラ整備WGの主査をやっております八田でございます。今日のお話で一番肝心な点は、司法に関する制度を需給調整の手段にしない。今まで年間500人にしていたことの一番の理由は、基本的には需給調整の手段としたということですから、これを外して、本当に機能で見て必要な数に増やそうということだと思う。その観点から、とりあえずは3,000人、そしてそれ以上に増やすことも考えたいと言うのですが、別に平成22年まで待つ必要もないと思います。待たなければいけない理由は何だろうかということが1つです。

もう1つ、ロースクールを出た人だけが試験を受けるということでは、言ってみればロースクールの利益を守ることになりまして、例えば8年後にこの予備試験というものができたときに、ロースクールの利害関係者は当然予備試験の合格者の数を少なくしたいと考

えるだろうと思うんです。山崎さんがおっしゃった本試験において、予備試験合格者とロースクール合格者の成績をひとしくすることは非常に重要なことだと思うのですが、それと同時に、予備試験の合格者の数を不当に制限することがないような仕組みを担保しておかないと、必ずそういう動きが起きてくると思う。それは事前にそういう制度を担保しておくことが司法試験の制度を需給調整の道具にしないための方策だと思うのですが、これについて、まず第1に予備試験の合格者数を制限することによって、需給調整の道具のために制限することが望ましいことではない、そのことについてどういうふうに評価なさるかということと、もしそれが望ましくないことならば、防ぐための、具体的に担保する方法としてどういうことをお考えになるだろうかと、そういうことを伺いたいと思います。

○山崎事務局長 まず第1点の需給調整のために使ってはならないという点でございますが、それは私どももそういうことを考えているわけではございませんで、要はこれから法曹人口を増やさなければならないのですけれども、一遍に急激に増加させることは、人を育てるハケイでございますので、もちろん受かった後に司法研修所の研修とか、さまざまなものが控えているわけでございますが、そこを急激に増やして、果たしてやっていけるかということを考えているわけでございますが、徐々に増やししながら、その受け入れをきちんとやっていきたいということから段階を踏んでいると理解しております。

また、将来的に3,000人体制ができた後、そのときの社会情勢、先ほど申し上げました隣接法律専門職種の位置づけを今後どうすべき、そういうものを全部含めたトータルなものとして、それでもなお必要だということになれば、これは当然増やしていくものという理解はしております。それが第1点でございます。

第2点でございます。予備試験の数の問題を言われているのだらうと思いますけれども、私どもといたしましては、もともとこれから法律家を大量に輩出する場合には、きちんとした教育をして、幅広い知識等を持って社会の役に立ってほしいことからロースクール構想を入れるわけでございます。ロースクールを全部が通らなければいかんというのも問題がございますので、ロースクールを通らなくても予備試験を通ればいいですよと、こういうルートを考えております。

この予備試験は、そういう意味では将来法曹になったときに社会の役に立ち国民に迷惑をかけないような資質を持った方に出てほしいわけです。そうなりますと、予備ルートの方にも法科大学院と同等の力があるかどうかをテストさせていただいて、その上で司法試

験を平等に受けていただいて、それで法曹に出ていただきたいと考えているわけでございます。

そういう関係から、試験ですから、数できっちり需給調整するのは相当ではないと思っております。同等の能力があるかどうかをチェックするわけで、それを超える人はどうぞということになるわけございまして、ただ、運用で余り極端に、そちらの門がほとんどないという状況、不当な状態になることは避けなければならないとも考えておりますので、そういう点を運用でどういうふうに工夫していくかということで、まだ具体的に運用の方法が定まっているわけではございませんけれども、その点はこれから工夫を重ねざるを得ないだろうと思っております。

○八田委員　ロースクールを出た人と同等の能力があるかどうかということは非常に主観的な基準ですから、最終的にはもちろん本試験を受けるわけですね。そして、その本試験を受ける人たちの数が経れば減るほど、ロースクール関係者にとっては都合がいいことなわけです。例えばお医者さんとかエンジニアの方とか、博士を持ったような理系の方たちがそういうことを利用して弁護士になろうというときに、予備試験を受けて入る道も当然広く用意すべきだろうと思う。あくまでも本試験で同じ試験を受けるわけですから、予備試験も、だれでもいいというわけではもちろんないでしょうが、予備試験を利害関係者によって不当に数が減らされないための何らかの担保措置をとることは必要なのではないかと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

またある意味では、前もってそういう措置をつくって、例えば閣議決定するなり、法律的な措置をつくっておかないと、8年後には必ず質が足りない云々という理由でもって数を減らしていく動きになって、ほかの技能を持った人たちが入ることを非常に難しくするのではないかと思うのですが。

○山崎事務局長　御指摘の点、私どもも数値で全部きちんと把握できる、問題はそういうものがきちんとあるのかどうかですね。それから試験でございますから、それではこの数でといったときに、みんな成績が相当に悪い。しかし、そこまで取るためには大幅に下げざるを得ないということが果たしていいのかという問題もございまして、そう単純なものではないだろうと私どもは理解しております。不当な結果にはならないような何らかのチェック、私ども今具体的に何もアイデアを持っておりませんが、運用上は考えざるを得ないなと思っているところです。

○八田委員 例えば、予備試験の合格者の数を増やすと本試験での合格率が当然だんだん減っていくわけですがけれども、その合格率がある程度下がって、少なくともロースクールの卒業生の本試験合格率程度までは下がる、そのくらいのレベルにするということは、不当に増やしているということではなくて、ある程度客観的にロースクール卒業者と競争的な程度の数だということが言えると思うのです。これは今各方面で言われていますし、私どものWGでも提案しているのですが、そういう担保をすれば、後で利害関係者によって予備試験の卒業者を不当に制限することはないと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○山崎事務局長 そのような御主張があることは私も承知はしておりますけれども、それだけですべてはかれるのかどうかということは、そこまでの確信はございません。それにそういう形でやっても、成績が極端に低くても、その数値に拘束されてやるということが果たして試験としていいかどうかなのです。

○八田委員 極端に低くなりようがないですね。だって、ロースクールを卒業した人と大体同じ程度の合格率にということですから、それよりもロースクールを卒業したよりもっと難しい……。

○山崎事務局長 だから、仮に予備試験でかなり成績が悪くても、それと同等になるようにということになってしまいませんか。

○八田委員 いや、本試験の方。

○山崎事務局長 本試験の方ですか。

○八田委員 最終的な本試験において、合格率がロースクールの卒業生よりも高いくらいになっていれば、予備試験の合格者は異常に制限されたとみなさざるを得ないですよ。

○森委員 関連していますので、こういうふうに向いたいのですけれども、つまりロースクールの卒業生と同程度のレベルと言っても、ロースクールもピンからキリまであるわけだし、同程度というのは一体どの辺のことを指すのか、真ん中なのか、あるいは上2割なのかということも決めないで、要するにそういうレベルで切ること自体、非常に恣意的ではないか。大体、何のために予備試験をやるんだ。本試験をやれば十分ではないのか。何のためにという、そこから教えていただきたいのですが、ロースクールのどの辺を基準にして同程度と言うのか、その辺を教えていただきたい。

○山崎事務局長 まず第1点の何のために予備試験をするかということですが、

先ほども申し上げましたけれども、今は司法試験という点で判断しているわけですね。これから社会が複雑になり、人数を増やしていくときに、ユーザーは国民でございますから、幅広い知識と識見を持ち、能力を持った人たちをたくさん出したいわけです。そのためにロースクール構想があるわけでございますが、予備ルートの方は、司法試験はその教育を受けた上のごく一部をテストするわけでございますので、それ以外の広いところは、予備ルートの方は全くテストをしていない、そういう関係になります。ですから、そのところがそういう能力も備えているかどうかをチェックさせていただいた上で司法試験を受けていただく形になるわけでございます。それが第1点の考え方です。

それから同等ということはどういうことかということですが、これは大変難しい問題でございます。まだロースクールもできていないわけでありまして、ロースクールをある程度、大部分のところはどういう教育をしていくか、そういうレベルを見ないと一定には言えないだろうと私どもは思っております。

○八田委員 これについての御質問は最後にいたしますが、例えば森委員がおっしゃったように、個々のロースクールと比較して非常に難しい問題が出てくると思うのですが、先ほど申し上げましたように、予備試験の合格が余りに難しく、予備試験合格者による本試験の合格率がロースクールの人より高くなる自体は避けたい。そういう意味で客観基準がないと必ず利害関係者による数の制限がいくと思うのですが、例えば私どもが今年末にそういうことを閣議決定まで持ち込むような形で何らかの数の担保をするということをやった場合に、それに対して、おたくの本部では反対されるのでしょうか。

○山崎事務局長 それはちょっと御勘弁願いたいと思いますが……。

○八田委員 反対される？

○山崎事務局長 答えは御勘弁いただきたいと思いますが、いずれにしましても、本当にそれだけで全部が把握できるのか、それで本当に正しいのか……。

○八田委員 いや、それはできないですよ。何より怖いのは需給制限をやることです。そして、今申し上げた程度なら非常に高い質を担保できると思うんです、ロースクールを卒業した人程度の本試験における合格率を担保するわけですから。それにも反対なさるといいますか。

○山崎事務局長 そういう調整をすることが能力をきちんとチェックしていることになるかどうかということは、私それは全く自信がないです。

○八田委員 ということは、需給調整のための道は開いておこうということですね。

○山崎事務局長 いや、もちろん需給調整をするわけではございません。ある程度能力を備えた方は全部パスさせるということでございます。

○宮内議長 時間の関係もでございますので……。

○森委員 とても大事な問題だと思うので1つ。この際記録に残しておいていただきたいのですが、つまり1点の試験だから間違っただけの人に採用資格を与えてしまうかもしれないと思われるのなら試験の内容を変えればいいので、それが1つですね。つまり教養を試験したいなら試験すればいいのであって、何も予備試験で教養だけ試験するとか、そういう話は聞いておりませんので。予備試験というのは法律知識を調べるという話を聞いているので、ロースクールと同程度というのは、つまりは何を本試験でやるのか。その本試験の内容を変えればいいことを、予備試験で2回やる必要はないと思いますが、それが1つありますね。

それと法律の司法制度を利用する人の立場に立ってとおっしゃったけれども、それなら数を決めることはないので、必要なだけ資格がある人だけ送り出せばいいわけです。そうですね。不動産鑑定士だって、公認会計士だって、弁理士だって、みんな社会が必要とする数だけ、ある意味では資格があれば合格させて、本当にそういう仕事につくかどうかはその人のその後の能力によって決まっていく、あるいは社会の需要によって決まっていくわけです。司法だけを何か、司法研修所を通らないといけないから、そこに定員があるからとかという理由で数を制限していること自体、全く時代に合わない考え方だと思うんです。

ですからもう1つの問題は、定員を決めて、そこで切るための試験をするから重箱の隅をつつくような試験になるので、そうでなくて資格試験で、これから上はなるべくとろうという試験だったら、それはいろいろなところから常識を持った人が参入できるわけです。

2つの理由、つまり数を絞り過ぎている、社会のニーズと合わないほどに厳しく絞めていることと試験の内容が悪い。もっとも試験の内容が悪いというのは、そういう意味で無理に定員を決めるからだ。定員は何のために決めているか、国民のためではなくて、司法側の供給者の都合によって決めているので、能力レベルが下がるか下がらないかということ、数を決めたからといって受ける人が少なくなってしまうと下がってしまうわけです。

から、そんなことで数を多くしたからといって、逆に今の社会的ニーズに合って、たくさんの方が志望すればレベルはむしろ上がっていくかもしれないので、その3つの理由から、私は今の制度自身がやはり間違っているのではないかということをおこし申し上げておきたい。

○宮内議長 八田さん、テーマ2についてはよろしゅうございますか。お考えだけおっしゃっていただくということで、一方的でまことに申しわけないのですが。

○八田委員 本人訴訟の延長で同じ会社の人に指名するのはいいというのは、ある意味で当然で、自分たちでいいと言っているわけですから、それを周りから見て御本人に申しわけないよというのは、ある意味で既得権を持った団体の自分たちの利益の擁護だと見られるのではないかと思うのですが、当事者にお任せしたらいいのではないのでしょうか。会社の方が任命したいというのならそこに任せる、そういう制度を利害関係者だけで決めていくとうまくいかないと思うんですね。

そういうことを審議なさるときに、利害関係者は当然そういうことを反対なさるのでしようけれども、どうも理屈が通っていないと思うのです。当事者がいいと言っているものに、あなたたち悪いんだよと言うのは、どうしても理屈がわからない。

○山崎事務局長 御指摘があったことを踏まえて検討いたしますが、ただ、自分の方の当事者はいいとしても、相手の当事者は……。

○八田委員 本人訴訟はいいのでしょうか。本人訴訟が今許されているわけですね。

○山崎事務局長 本人は自分そのものですからいいのですけれども、その代理をするわけですね。その会社は納得したのだから仮にいいとして、今度は相手方がきちんとした交渉能力がない、訴訟能力がない、そういう……。

○八田委員 では、本人訴訟も認めるべきではないのではないですか。

○山崎事務局長 本人はしようがないのではないですか。それ以外どうしようもないのですから。

○八田委員 だから、本人が認めた人……。

○山崎事務局長 本人が認めた人ですけれども、それが一定の資質を持っている人ならいいけれども、相手方から見てわからないのではないですか。裁判所から見ても、それはわからない。現に、そういうことを仕事に渡り歩くような方もおられるという乱用形態もあると聞いておりますので、その問題だろうと思うのですが。

○八田委員 しかし、その制限によって失われる利益が非常に大きいのではないですか。

○山崎事務局長 法律家をもっと増やして、企業内に法律家をたくさん入れて対応していくことに、企業内ロイヤーが本筋ではないでしょうか。

○八田委員 しかし少なくともそれまでは企業の人が任命した人をできるようにしなければ、そこで失われる社会利益は非常に大きいのではないのでしょうか。

○山崎事務局長 我々は今増やしていこうとしているわけですので……。

○八田委員 その前の段階で、少なくとも本人訴訟の延長はやるべきではないでしょうか。増やしてしまったら、またそこで考えればいいですよ。

○山崎事務局長 それは、一遍制度をつくってやめるわけにはいかないと思いますけれども、私は。

○宮内議長 論点はお聞きいただいたとおりでございまして、これはここで決着が着く話ではございませんが、引き続きお話し合いをさせていただきたいと思えます。

○鈴木委員 一言だけ言わせていただけませんか。今までは、法律というのは弁護士の独占物だと思っていたけれども、これから法律は弁護士の独占物ではないという考え方に切りかわって下さいということを行っているだけのことですよね。相手に迷惑をかけるというのだったら、それは訴訟式の中で排除すればいいことであって、今おっしゃっているような相手に迷惑かけるからという理由だったら、本人の場合には法律に長けている人には限らないのだから、相手にもっと迷惑をかけるのではないですか。会社が授権したなら批判すればよくて、普通の権限付与だけの代理人ではいけないというのは矛盾もいいところで、弁護士だけの法律に囲っておこうというものにすぎないのではないかということをお返省いただきたいということです。

○宮内議長 いろいろ御反論もあろうかと思えます。今日は時間が押してしまいましたので、以上をもちまして司法制度改革推進本部からのお話は終わらせていただきたいと思います。引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。今日は御多用のところ、おいでいただきましてありがとうございました。

(司法制度改革推進本部関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○宮内議長 それでは次に、農林水産省からのお話をお伺いすることにいたします。今日は農林水産省から川村経営局長、吉村政策課長初め、幹部の方においでいただいております。

農林水産省に対する質問事項といたしましては3ページにございますものを提出させていただきます。

今日は御多用のところ、おいでいただきましてありがとうございます。今日は短い時間しかとれないこともございまして、御質問させていただきました事項に限りまして意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず川村局長から、まことに申しわけございませんが、5分ぐらいで御説明をいただきまして、あとを意見交換の時間にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○川村経営局長 経営局長でございます。農林省への質問事項のテーマ1、特区に関する基本理念、制度設計の方向性についてでございます。

農業分野につきましては、御案内のとおりそれぞれの自然条件等に大きく左右される面があるということで、地域の特性に応じた多様な営農形態を推進していくことがますます重要になっております。このために、地域の実情に応じた施策を講じていくことが肝要でございます。特区につきましては地域の特性の発揮や、あるいは治山地象の促進等を通じまして、地域の活性化にも貢献するものであれば農業分野においても友好的手法であると考えているところでございます。

農林省としまして、まずは現場のニーズを把握することが必要ということで、4月下旬から地方農政局を通じまして、地方自治体等からの意見等を聴取しているところでございます。この意向調査におきまして、現時点で20道府県41市町村から89件の要望が出されております。それはお手元に配っております資料4-2に添付させていただいておりますので、時間の関係もありまして後でござんいただきたいと思っております。

この内容を大まかに分類いたしますと3つの類型がございます。第1の類型は企業の参入促進等によりまして、構造改革を加速して、農業の活性化を図るという提案でございます。2番目の類型としましては、都市と農山漁村の共生対流を促進いたしまして、農山漁村の活性化を図る観点からの提案がございます。第3の類型といたしまして、補助施設を多目的に利用するとか、あるいは各種税制特例といったような提案がなされてございまして、

この3つがあるわけですが、農林省といたしましては、こういった全国からの提案、また総合規制改革会議等の御議論を踏まえ、規制改革を基本とした内容で幾つかの地域に共通性があるもの、相応のニーズがあると考えられるもの、農林水産省プロパー、所管として検討が可能であるといった、先ほど言いました第1の農業活性化につながるもの、農山漁村の活性化につながる2つの類型について、今後提案をしようと思っております。

この制度を考えます場合に、先般の総合規制改革会議の中間取りまとめがございますが、その中でも特区として選択された区域の活性化が公益上必要という政策上の合理性が説明し得ることが前提ということと考えておりますけれども、特に要望の多い当方の所管しております農地法に照らして考えますと、4点ほど論点があろうかと思っております。

1つは土地利用型。これは土地を大規模に利用する農業でございますが、これにおいて特区を導入する政策的な公益性はどうかということ、2点目としまして、特区の区域について、農地法上の規制を他と区別して緩和することの合理的な説明が可能かどうかという点、また農地もすぐれて財産権の問題でございますので、こういう地方公共団体の発意により指定なり規制緩和を行うとなりますと、財産権の内容を法律で定めるとしていません憲法29条の関係をどう定義するかという3点目がございます。

また、農地の場合は農地転用など不可逆的な事態も起こるわけございまして、そういう具体的な障害が生じた場合に、その障害の除去なり代替措置を地方公共団体が責任を持って講じるための法制上の扱いはどう成立されるかという点、大きくはこの4点に法制的な論点があると思います。

いずれにしましても、この4つの論点は特区制度に共通する基本的な問題点と考えております。通則法の規定内容いかんによって個別法の検討も左右されますので、今後の内閣官房におきます検討と十分連携を図りながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

テーマ2の農地の取得・利用に関する規制改革につきまして、条件等の考え方でございます。

まず1点目としまして、特定の地域での農地の取得なり、利用に関する規制緩和を行うとした場合に、先般の農地法、株式会社形態の生産法人を認めた際には、長年にわたるいろいろな議論の中でもございましたが、投機的な農地取得、あるいは零細規模の個人経営

の乱立をどうするかといったような問題がまず1点ございますし、農業の特質として、地域全体で水利を円滑にしないではいけない、また土地利用につきましても、病虫害の防除等も考えますと、土地利用の混乱があってはならないという点もございます。

また、農業経営を仮にやめた場合の農地の遊休化、あるいは無秩序な乱開発、特に最近問題なっております廃棄物の農地等への投棄等もございまして、そういう環境への悪化の問題もございます。こういった問題を惹起しないような十分な担保措置を講ずる必要があるのだろうということがまず1点でございます。

そういう観点からいたしますと、やや具体的になりますが、例えば今我々の農業構造改革ということで認定農業者、一定のエリート的な農家、プロ農家を育てようということで、その担い手への農地の利用集積、あるいは政策の集中を施策の柱としてやっておりますが、こういった特区の申請に当たりまして、地区内の認定農業者等の同意が得られることも1つの要件として必要であるのではないかとということが1点ございます。また地方公共団体の発令により特区設定を行うことを踏まえれば、当該地区の農地の適正利用を地方公共団体が責任を持って確保する仕組みということも十分考えなくてはいけないのではないかと考えております。

いずれにしても、この具体的内容につきましては、農業・農村の現場の実態を十分踏まえながら、また有識者の意見も伺いつつ検討してまいりたいと考えております。

以上が御質問に対する考え方でございますが、資料としまして、資料4-1は農業経営の法人化の推進についてということでございます。株式会社形態を導入した要件の緩和の内容なり、あるいはその経緯なり、最近時点で既に1年余を経ましたが、既に25社が株式会社の形態として出ております。それは資料の7ページにあります。いろいろなものが出てきております。食品・飲料メーカーなり農産物販売会社株式会社が農地を取得したとか、建設・運輸・観光業者等が農業生産法人を設立した、あるいは畜産・花きなどの施設型農業を行う株式会社が農地を取得した、また単なるこれまでの有限会社からの組織変更等がございまして、25社になっております。詳しくは、その下に個別の資料もつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまのお話につきまして、御自由に御質問等をいただきたいと思います。

○八代委員 農業特区というものが地域の活性化につながるのであれば、農水省として歓迎したい。ただ、そのときにおっしゃった4点ほど一種の心配事項があるわけで、逆に言えば、それをすべてクリアできるような十分な代償措置があれば、こういう特定の地域を限定した規制緩和、規制改革に対しては賛成である、そういうふうにとめてよろしいでしょうか。これが第1点であります。

ですから問題は、いかにして今おっしゃったような危惧を防ぐような代償措置を協力して考えていくことが大事だと思いますが、実はそのときにどういう法律の体系をつくるかがかぎでございます。今おっしゃったように、我々は農水省だけでなくあらゆる省庁に共通に適用できるような通則法を考えておりまして、そこで単に例えば農水省とか厚生労働省が各自の法律をそれぞれ改正して内閣でホチキスで束ねるというようなものではなくて、それぞれ通則法の中で別表の中にいろいろなケースを考えておき、そのうちから農水省が、あるいは農業関係の特区内で適用できるものを選んでいく、そういうできるだけ幅広い法律をつくる必要があると考えております。

これは、先ほどちょっとおっしゃったわけですが、農業特区において、農業だけで完結する保障はないわけでありまして、各市町村の要望を見てもいろいろな組み合わせがある。例えば、私が聞いた範囲では工場と組み合わせて、とれた農作物をその場で工業製品に加工するとかいろいろな形でさまざまなアイデアが出てきて、とても農水省の所管だけでは済まない場合もあるわけです。それが地域の活性化のためには必要だとすれば、他省庁の管轄にも及ぶ可能性がある。そういうときにどこまで弾力的にできるかということになります。

一部の新聞等でも報道されておりますように、今週中でも内閣にこういう本部ができるということですが、それについては企業経営とか具体的事業に通じた民間とか地方公共団体の人材が積極的に活用されることが必要である。それによって、例えばより建設的な農業特区ができると考えておりますが、これについての御意見はどうかお聞きしたいと思います。これが2点であります。

3番目には、内閣にたとえこういう推進本部ができたとしても、依然として総合規制会議と密接に意見交換をして、できるだけ整合的な形で農業特区をやる必要があると考えているわけですが、規制改革会議との関係についても御意見をいただければありがたいと思います。

○川村経営局長 まず私が先ほど申し上げました4点のクリアの点でございますが、こういう懸念、こういうものをクリアすることがまず第1のハードルを超えるものだと思っております。正直、率直に申し上げまして、農地の関係はかなり農業団体とかいろいろな関係者が多くございますので、理論武装といいますか、合理的な説明ができるような体系をつくらないと、そういう協議にも入れないのではないかとということを懸念しておるところでございますが、そういうことが前提条件になるということでございます。

農業単独での特区にこだわるわけではございません。これは、これから十分検討が進んでいく課程でまた検討しなくてはいけないと思っておりますが、頭からそういうことを否定しているわけではございません。

それから内閣の機関との関係、いろいろな人材活用は、私どもも各意見を聴取する場合にもホームページ等でも聞いておりまして、単に地方公共団体でなくて幅広く意見を求めたい。できるだけいいものがアイデアとして出てくればということで期待しておりますので、非常にいいことだと思っております。

最後の総合規制改革会議との関係も、私どもとしていろいろな詰めるべき事項、また完全にアイデアが固まっているわけでもございませんので、十分協議させていただきたいと思っております。

○八代委員 今おっしゃったように、まさに代償措置といいますか、例えば農地利用の規制緩和をしたときに、それによって農業団体の方がいろいろ心配されることをどうやって防ぐかということですが、例えば投機的所有ということが一番問題にされているわけです。そうであれば、例えば北海道という特定の地域は大規模農園にも向いておりますし、はっきり言えば東京都の付近と比べれば地価高騰のおそれは非常に少ない。そういう投機的目的が比較的起こり得ないような地域において先行してやるというのは、全国ベースで一気にやるよりは、農業団体の方の御心配もある程度防げるのではないかと思っております。これは1つの例でございます。

○宮内議長 何かございますでしょうか。

○高原委員 八代主査がおっしゃったように、この際民間人の委員も入れて、改革をしているんだという雰囲気強化されるのではないかとということについては、私も同感でございます。今日の日経新聞を見ての感じを申し上げます。

○宮内議長 何かコメントございましたら。

○川村経営局長 御意見は十分あれしていきたいと思ひますし、いろいろ新しい動きも出ておりますので、我々としてもそういう新しい動きを十分踏まえて対応していきたいと思ひております。

○宮内議長 ありがとうございます。今日はここで結論を出すということではなく、お考えをお伺ひし、我々の意見、考え方も申し上げさせていただくという場でございます。大変短い時間でございますけれども、以上をもちまして農林水産省からの御意見聴取を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(農林水産省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

○宮内議長 大変お待たせいたしました。今日は御多用のところ、おいでいただきましてありがとうございます。

最後になりましたが、文部科学省からおいでいただいております。本日は田中大臣官房総括審議官、石川私学部長初め、幹部の皆様においでいただいております。

今日は大変短い時間で恐縮でございますが、意見交換ということで、特にこちらから質問事項として出させていただきましたものに限らして御意見をお伺ひし、こちらの質問、あるいは意見を申し上げさせていただくということで、今後の議論を深めていくことにさせていただきますと思います。

まず時間でございますけれども、5分程度で田中審議官から質問に対するお考えをお伺ひしまして、残りの時間を意見交換ということにさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

○田中大臣官房総括審議官 文部科学省総括審議官の田中でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。工藤高等教育局長が国会に呼ばれましたため、私から産学連携とインターナショナルスクールについて御説明させていただき、私学部長から株式会社の参入及び私立学校審議会について御説明させていただきたいと思ひております。

まず第1点目の産学連携の件でございますけれども、資料5-1をごらんいただきたいと思うわけでございます。そこがございますように、本年3月に新しい国立大学法人像について調査検討会議の報告書が出されたところでございまして、この中で国立大学の法人

化後の教職員の身分は非公務員型とすることが示されておるところでございます、現在この方針に沿って具体的な制度設計等の作業を進めさせていただいておるところでございます。

また、任期付教員の処遇の改善につきましては、この報告書の中で任期付教員の給与を一定の要件のもとに優遇することなどにより、任期制ポストへの移動を促進するなどの工夫も必要であるとされておるところでございます。

また、国立大学における任期制の導入状況につきましては、平成 13 年には 99 大学中 55 大学において何らかの形で任期制を導入しておりまして、1,666 人が任期付の教官となっております。まだ非常に少ないわけでございますけれども、文部科学省といたしましては、今後とも任期制の趣旨等について、各大学の理解を促して、その活用を広めてまいりたいと考えておるところでございます。

飛びまして恐縮でございますけれども、インターナショナルスクールに関する制度についてでございます。近年、インターナショナルスクール関係者のみならず、政財界からもインターナショナルスクールに対する税制上の優遇措置等の支援策を求める声が強くなっておるところでございます、我が省といたしましても、海外から優秀な研究者や技術者を招聘するに当たりましては、その子供の教育機関としてインターナショナルスクールの振興が重要であると考えておるところでございますので、御指摘を踏まえまして、寄附に関する特例措置等の支援策等について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、大学や高等学校への進学機会の拡大につきましては、本年 3 月に閣議決定されました規制改革推進 3 か年計画におきまして、インターナショナルスクール卒業者の進学機会の拡大について平成 14 年度中に措置することとされておるところでございます、具体的な中身につきまして、現在鋭意検討中でございます。

続きまして、私学部長から御説明申し上げます。

○石川私学部長 資料 5-2 と 5-3 の関係でございますが、まず資料 5-2 の私立学校審議会の関係でございます。各都道府県における私立学校審議会につきまして、メンバーの人数、対象者、比率等につきまして、都道府県知事にゆだねるべきというお考えが示されているところでございます。この私立学校審議会につきましては、地域の意見を反映するという性格ではなくて、私立学校の設置認可や学校法人の解散命令などの所轄庁の権限

行使に当たりまして、私学関係者の意見を十分に反映し、所轄庁の権限行使の適正化を図るという観点で設けられているものでございます。

そういった意味で、私立学校審議会は私立学校法第1条に規定いたします私学の自主性を尊重するために大変重要な意義を持っておるわけでございます、その趣旨を全国的に共通して担保する必要があることから、委員の構成等も含めて法律で規定しているものでございます。

なお、本年3月に決定されました規制改革推進3か年計画におきましても、構成員・運営を含む私学審議会の在り方を検討するということとお示しいただいております、文部科学省といたしましても今年度中に結論を得るように今鋭意検討中でございます、いましばらくこの件について見守っていただければと思っている次第でございます。

資料5-3の学校教育についての株式会社の参入の問題でございます。株式会社の学校教育への参入につきましては、国民が安価で安定的な学校教育を受益できることを目指すという現在の教育政策の根本にかかわる問題であろうかと私ども考えております。先生方既に御存じのように、教育基本法におきまして学校教育というものは公の性質を持つものという位置づけがされておまして、利益追求を目的とする株式会社とは思想的に相入れないものであらうと私ども考えているところでございます。

もし参入を認めることになりましたと、これは物理的な問題ではございますけれども、教育基本法を初めといたしまして、関連法令の大改正も必要になってまいりますし、また政治的にも極めて大きな課題になってこようかと思っております。

また、現在18歳人口が非常に減少しております、学校間の過当競争が生じております。こういった中で株式会社の参入を認めるようなことになりましたと、急速な行政悪化によって学校の廃止ということも予想されますし、また教育の安定性、継続性の確保という観点から大きな不安があるところでございます。そういった中で、学校の廃止が多発したようなケースが生じますと、学生の転学等非常に困難な問題も起こってまいりますし、社会的に大きな問題が出てくるといったようなことも懸念されるところでございます。

また、株式会社が学校法人をつくって私立学校を設置するケースは、今でも十分たくさんあるところでございまして、個別名は後ろに資料をつけておりますから後でござらんいただきたいと存じますけれども、そういった意味で株式会社が学校教育に積極的に関与していただいておりますし、また学校教育法の1条に規定する学校以外の世界では、御存じの

ように自由に教育事業をやっていただくといったことは可能なわけでございます。

また、学校法人もさまざまな経済活動ができる仕組みになっておりまして、その辺で学校法人の活動も非常に活性化が求められておりますし、活性化をしているということでございます。

なお、学校や学校法人をよりつくりやすくすることについては、私どももいろいろ努力しておりまして、学校や学校法人の設置認可基準の緩和等につきましても、現在中央教育審議会等で検討中のところでございます。

以上、私どもといたしましては、株式会社の学校教育への参入それ自体については、極めて問題が多く、政策的な意義や必要性という点からも、なかなか問題が多いということをお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまのお話に対しまして、御質問等ございましたら。

○神田委員 私はこちらで新規事業創出WGの主査をさせていただいております神田と申します。私どものWGでは、今日お伺いした4つのテーマのうちの3つ、産学連携、私立学校審議会、インターナショナルスクールについて担当させていただいておりますが、今日は時間の関係もございまして、私から私立学校審議会について2点御質問させていただきます。その後、教育における株式会社の参入は別のWGで担当しておりますので、そちらの主査の委員から御発言があると思います。

私立学校審議会につきましても、その趣旨が私立学校の自主性の尊重という私立学校法の目的にあるということにはよくわかりますし、また御説明にありました私立学校審議会は諸官庁の関与の適正を期するというお話はそのとおりにかなと思います。ただ、現在の法律を見ますと、その趣旨が通っていないのではないかとこの疑問を持ってございまして、やや表現がきついかもかもしれませんが、どうもこの法律は異常なまでに人数構成に介入しているのではないかとこの気がしているわけです。

具体的に申しますと、私立学校の自主性ということであれば大変結構なことだと思っておりますが、全国共通で何かするというのはもともと合わないものですので、どうもその辺もよくわかりませんし、所管庁の関与の適正の「適正」の意味ですけれども、現在の10条という条文を見ますと、どうも国が介入し過ぎているのではないかとこの気がするわけです。すなわち10条は第2項で委員構成について、簡単に申しますと私学の校長、教員ま

たは学校法人の理事というカテゴリー、それから学識経験者という2つのカテゴリーのものに限るとし、しかも第2のカテゴリーである学識経験者の数は第1のカテゴリーの私学の校長、教員及び理事の3分の1以内でなければいけないと人数構成まで法律で規定してしまっているわけです。

立法のときには何らか理由があったかとは思いますが、こういう形で人数構成まで法律が決めているのは今の時代には向かない、教育の多様性ということが言われ、その意味で私学の自主性ということは大変結構なことだと思うのですが、そうだとしますと、私どもはこの10条はこの際大幅な改正をして、そういう人数構成に立ち入ることなく、例えばですけれども、私学関係者、あるいは民間企業の経営者、あるいは学識経験を有する者の中から都道府県知事が選ぶということにすべきではないかと思っているわけです。その点について御反対のように聞こえるのですが、御意見を伺えばというのが第1点です。

第2点は関連して簡単なことですが、3か年計画にあります構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を今御検討中と承りましたが、今申しましたような意味での法改正を含めて御検討されているのかどうか、もしそうだと、私が申し上げましたようなことも検討の対象になっているのか、あるいはそうでない部分の改正を御検討なのかということについても、もしお聞かせいただければ幸いです。

○石川私学部長 2点お尋ねがございました。確かに今先生おっしゃいますように、現行の規定はかなり詳しく規定されていることは事実でございます。これにつきましては、私学の在り方の自主性そのものもそうでございますけれども、それを見ていく仕組みとしての私学審議会については、やはり全国的にある程度の統一した形が求められるであろうという考え方から来ておるものでございまして、そういう意味で私学審議会だけでなくほかにも他省庁間でこういった枠組みを決めているものもございまして、そういったものとの並び等も考えて、全体的な観点での検討というものもこれから必要になるのかなという気もいたしております。

2番目の3か年計画での検討でございますけれども、ここでお話が出ておりますようなことも念頭には置いておりますけれども、現実問題として、現場で委員構成とかメンバーが新しい学校の参入障壁になったりしているのではないかという御意見が聞かれたりするものでございますから、その辺のところをまず私どもとしては実態を見ながら、どういっ

た工夫といたしますか、是正の余地があるのか。そういうことをとりあえず検討しようとしているところでございます。

○神田委員 第1点ですけれども、どうも私は制度として、3分の1というか4分の3というか、法律で要求してしまっているというのはいかにも行き過ぎのように思うのですけれども、それは制度として行き過ぎではないと。実態がどういうふうに運営されているかということも重要なことだとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○石川私学部長 重ねてのお尋ねでございます。先ほど先生から、いみじくも最初にこれが発足したときのいろいろな事情もあろうかと思うがというお話がございました。実際問題、これが発足いたしましたときといたしますか、その背景といたしましては、戦前に過度の教育に対する国家統制のような傾向があったりしたようなこともございまして、それをできるだけ統一的な枠組みで、都道府県で自由に見ていただくという思想からこういう制度ができておるわけでございます。ただ、その枠組みがそもそも細かく決め過ぎでないかというお話かと思っております。

ただ、私どもは実際の中身それ自体については、問題があるとか、今のバランスが必ずしもおかしいとは思っておりません。と申しますのも、私学の在り方の問題を議論する場合に私立学校関係者の意見を十分に聞く、私立学校関係者が十分に中で構成員として参加しておるということは大切なことであろうと考えております。

○神田委員 もう1点だけ、私学関係者の意見を聞くのは大変結構だと思うのですけれども、この時代に例えば新たに私学を設置しようとする場合にも、それを決める際に審議会の意見を聞かなければいけないわけですが、そこに既存の私学の関係者が4分の3以上いなければいけないということが法律の要件になってしまっているんですね。

そうではなくて、私学の在り方は、少なくとも法律ができたときは理由はあったと思うのですが、もっと幅広く聞くべきだと思いますし、4分の3ということを経済で決めているのは、どうも今日においては私は制度上の理屈はないというか、立法当時の立法事実はないと思うのですけれども、昭和24年でしたか法律ができたときと同じ状況であってというふうにお考えなのでしょうか。

○石川私学部長 その点はそういった側面があることも事実でございますけれども、一方で、設置だけでなく、例えば私学に廃校、閉鎖命令とか不利益処分をする場合でも、こういう審議会が意見を聞くことになっております。そういう意味では、関係のない方々と

言ったら恐縮ですけれども、私学関係者が余り参加していない場でそういったものについての結論を出されることを防ぐという逆の面、要素もあることも御理解いただければと思っております。

○神田委員 私は、私学関係者を排除してとは全然言っておりません。ですから当然、特に廃校などの場合は当該私学からの意見も聞かなければいけませんし、そこに変な権限の行使があれば、それは是正されなければいけないし、それをチェックする仕組みは必要だと思います。しかし、今の私学審議会は非常に身動きができないように、常に4分の3ということであって、別に変な人を入れてくださいと申し上げているつもりは毛頭なくて、それは学識経験を有する方、あるいは経営等の経験を有する方の中から決める、そういう要件はあっていいと思うんですけれども、今の法律が余りに人数まで含めて介入し過ぎているのではないかと申しているのですけれども。

○石川私学部長 その辺、今いろいろ御指摘を既にいただいておりますものですから、実態を含めてひとつ勉強と研究はさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員 大学について株式会社問題をやっている主査の鈴木です。実は今回のヒアリングはこれを取り上げようかどうかと申しているのですけれども、神田先生から伺っていたので、驥尾に付してやらせていただきます。

前回もこの議論をしたのですけれども、学習効果が全然ないのが文部科学省であるということで、ちょっと驚いております、この3はまじめに考えて書いたのですか。株式会社というものに対してどういう理解をなさっておるのか、それがさっぱりわからない。利益の追求をするのが中心となっておっしゃるけれども、株式会社の利益、残預金をどうするかというと確かに株式配当します。それはシステムの問題であって、今の大学、普通の学校法人の場合には借金でやって、金利を払っているでしょう。それと同じことだということを言っておるわけであって、それも株式配当が中心となって教育研究への還元は2次的なものとなっているけれども、株式会社の剰余金はまず配当しなくてはいかん、それは金利と同じことです。残ったものはどうするといったら、これは利益剰余金として積み立てて再投資することによって株式会社は継続性を持って発展していくものです。それを、還元は2次的なものでどこかで使ってしまおうというようなことが書いてあるけれども、株式会社に対しては監査があり、要するに業績公開があるわけですから、どこにも使えない……ということをお願いしたいけれども、どう思っておられるのか。

4番目の最低資本金1,000万円で株式会社はできてしまうのではないかと、私どもは1,000万円でできた株式会社がみんな学校教育をやっていい、そして学校法人的に行動していいだなんてことを言っておきません。もし補助金を受けるのだったら、それなりの許可を受けなければならないでしょう。だから、1,000万円でできてしまってそれが勝手に株式会社をやると言わんばかりなことをおっしゃっておるけれども、どうしてそういうふうにお考えになるのですか。

2番目の大出資者の意向で教育方針が安易に変更される、これは何の意味に言っておるのかさっぱりわからない。しかし教育方針が、我々は要するに大きな組織であって、直接金融の恩恵を被って、そして教育施設もいいものを充実させてやっていく、そういう株式会社をイメージしておるのですけれども、そこで教育方針が変わるべきものは変える問題であって、それを安易に変えられて何をやるかわからない、目先の利益だけに走るなどおっしゃっているけれども、そんなものは株式会社と言わないし、第一そういうところに対して生徒がついてくるわけがないではないですか。授業だけとられて、何か授業料をめし上げられたら、勝手に使われてしまうというところについてくるわけがないではないですか。

時間がないので来週から本格的にやりますけれども、業績悪化による云々など言っていて、ただでさえ学生が少なくなっておるのに株式会社が入ってきて数が増えると学校間競争が増していくと、先ほどは奇妙なことをおっしゃられたけれども、しかし、5ではこれからも学校法人は設立しますと言っているのです、一体つくるのかつからないのか、どっちだということだけれども、そのところも混乱しておられるし、業績悪化によって廃止などが不安定だなんてという、これはセーフティネットをつくれればいいだけの話ですよ。またつくるべきです。それは、今現在の学校法人においても同じ問題で、少子化の波は学校法人を襲っているのですから、それに対してセーフティネットを用意しなくていけないのは当たり前のことです。株式会社も同じようにつくれればいいことです。

全然学習効果のない方に対して、来週以降また大変だなという感じがするから、せめても今日の話で少し学習効果を積み上げてきていただきたいとお願いしたいのですが。

○石川私学部長 随分たくさんのお指摘を一度にいただいたものですから、一遍にはお答えできませんし、また来週以降、御議論させていただきたいと思っておりますけれども、私どもとしては、株式会社の制度と申しますか、株式会社自体が悪い制度だとかすぐれた制度で

ないということを申し上げるつもりは毛頭ございません。ただ、利潤追求を目的とする株式会社という制度が学校教育という公教育を目指す制度と思想的に、あるいはシステム、考え方として相入れないことを申し上げたいということでございまして、具体的な点につきましては、また引き続き御説明と御議論をさせていただきたいと思っております。

○宮内議長 時間がございませんので、短くお願いいたします。

○森委員 簡単な質問ですが、つまり公共目的を持った事業とかサービス、商品を株式会社でやっている例はたくさんあるわけです。電気事業もそうですし、通信事業も、運輸事業も、鉄道関係もそうですし、道路もそうだし、あるいは文部科学省がつくっていらっしゃる教科書をたくさんつくっているところもありますし、つまり株式会社は公益的な仕事、サービスを提供することによって利益を上げるので、利益そのものは副産物で、つまりサービスを提供する、商品を提供することが仕事なので、それを株式会社が教育という公共的なサービスを提供してはいけない、ほかのものとはどこが違うとおっしゃるのか、そこが聞きたい。

○石川私学部長 株式会社が公共的な性格を全く持たないという議論をするつもりはもともございません。株式会社は我が国の経済発展に大変大きな貢献をしていると思います。ただ、学校教育は公教育という位置づけの中で上がってきた余剰金とか何とかを再投資しながら、よりよいといいますかより高い教育研究水準を目指すという仕組みのものでございますので、それと今の株式会社という仕組みなり考え方は相入れないと考えているところでございます。

○森委員 その点は全く違いますね。より高い公共的サービスを提供して、より利益を上げるので、全く同じことですよ。

○宮内議長 意見が違っているところも随分ございますけれども、今後早急に詰めさせていただくということで、意見の相違がはっきりしたという意味では意義があったかと思えます。大変短い時間でございましたけれども、貴重な御意見をちょうだいいたしました。ありがとうございました。

以上をもちまして、文部科学省のヒアリングを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(文部科学省関係者退室)

○宮内議長 それでは、各省の幹部との意見交換は、時間が過ぎてしまいましたがこれで終えることといたします。

次に、本日特区につきまして意見交換を行いました。政府の方で近々推進室を設置する予定とお伺いしております。その点につきまして、事務局から御紹介をちょうだいできればと思います。

○宮川室長 今聞いております予定について御説明申し上げます。

今、推進室は7月5日に15名程度のメンバーで発足するというございまして、基本的に役所の出向の方ということになっておると伺っております。

○宮内議長 御質問等ございましたら。

○八代委員 その「基本的に」ということの意味をもう少し詳しく教えていただきたい。それは、先ほど高原委員の御質問と関連するわけですが。

○宮川室長 私が聞いている限りでは、現時点では省庁からの出向者で構成されていると聞いております。

○鈴木委員 当会議も事務局は官民合同でやっていますけれども、積極的に民間を排除するというご意思がおりなのですか。

○宮川室長 推進室は内閣官房に設置されることになっておりまして、私お答えする立場にないものですから、恐縮でございます。

○鈴木委員 お答えする立場にないと言われてしまうと、それはあれだけども、もし積極的に排除するならば排除する理由は何だということを知りたいと思う。

○石原大臣 鈴木先生、これは内閣官房が内閣官房長官を中心に議論をして設置することを決めておりますので、今日高原委員を初め、民間の人もそこに入ったらいいではないかという意見が総合規制改革会議からあったということをお知らせさせていただきますので、宮川室長に言っても、宮川室長は情報を仕入れてきただけでわからないのではないかと思います。

○鈴木委員 そういう意味ならわかります。では、強く申し入れてください。

○宮内議長 ちょっと時間が過ぎておりますが、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

○八田委員 私、インフラWGをやっておりまして、1つの課題は公益事業について、非

常に串刺し的に運輸とかITとかエネルギーの共通の問題を見ようとしているのですが、ITの問題について議長預かりということになっていまして今動いていないのですが、私当然のこととしてずっと、これは串刺しだから、含めて共通の問題をやると思っていたのですが、その点について議長はどういうお考えなのか伺わせていただきたいと思います。

○宮内議長 ITにつきましても、IT戦略本部との間で規制改革に関して専門調査会をつくって、IT戦略本部で議論することになって一応区分けはできた形になっておるのですが、それが實際上、IT戦略本部で規制改革について議論が行われていないのが現状でございます。先般のIT戦略本部の会議のときに私から、これなら情報通信の分野だけが2つの組織の中のポテンヒットみたいに全く動かない形になることを懸念するという発言させていただきました。そのときには、いや当規制改革会議でITについても議論していただいていたという本部の皆様方の御了解を得たと私は思っておりますので、最終的にはIT戦略本部との協議ということが必要な場合も出てくるかも知れないけれども、規制改革会議といたしましては情報通信について横串の話でございますから、検討することから外れることにはすべきではないし、そうならないと私は了解しております。

○八代委員 これは宮川室長に対する質問ではなくて、皆様に対する今の特区の推進室がなぜそれほど重要かということについて、一言だけコメントさせていただきたいと思えます。

先ほど農水省との意見交換の中で申し上げましたように、特区推進室の在り方はどういう法律をつくるかと密接に関係しているわけです。仮に「束ね法」と言われています、例えば農水省、厚生労働省にそれぞれ特区についての法改正を求めて、それを官房でとじるだけだったら少人数でできるわけです。そんなことのために民間人も要りません。問題は、そうではなくて、より幅広く地方公共団体の自主性を反映して、潜在的な可能性のあるあらゆるタイプの特区をつくらうとするならば、これは公務員だけではなくて民間人の知恵を活用しなければいけない。そういう意味で、単に民間人がいればいいか、要らないかという問題ではなくて、これはどういう特区法をつくるかということと非常に密接にかかわっている点である。だから、我々は非常に興味を持っている、そういう点でございますので、石原大臣はぜひよろしく願いいたします。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、次回以降の日程につきまして御説明いただきたいと思います。

○宮川室長 お手元の資料6にございますように、次回は7月11日9時から10時半までございまして、素案の審議を行いたいと思っております。各主査の方、よろしくお願いいたします。

その次は6回目でございますけれども7月23日、夕刻の3時から4時で、取りまとめの案文を最終的に審議いただきまして、御決定いただくという予定にしております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、これから最終といいますか日程が決まりましたので、各主査におきましては、ただいまの日程を踏まえていただきまして、各省との必要な調整、案文の取りまとめ等、ぜひ精力的にお進めいただきたいと思います。

以上をもちまして、本日は終わらせていただきます。ありがとうございました。(了)